令和2年度 第1回静岡市生涯学習推進審議会 会議録

- 1. 日時 令和2年8月4日(火) 午後1時30分から午後3時30分まで
- 2. 会場 静岡庁舎 本館 4階 41 会議室
- 3. 出席者

【委員】 14名

的場会長、弓削副会長、田井委員、渋江委員、大橋委員、前林委員、中村委員、 雨宮委員、佐藤委員、井出委員、柴田委員、曽根委員、伴野委員、浜田委員

【傍聴者】0名

【事務局】宮城島生涯学習推進課長、石川課長補佐兼生涯学習推進係長 山田生涯学習施設整備担当課長兼施設管理係長 大石主幹兼人づくり事業推進係長

(生涯学習推進係)

宮内主査、田形主任主事、市川主任主事、中村主任主事 (人づくり事業推進係) 田中主査、渡辺主任主事

【指定管理者】

葵生涯学習センター 橋戸係長 (公益財団法人静岡市文化振興財団) 清水区生涯学習交流館運営協議会 事務局 内藤課長

- 4. 欠席者 白木委員
- 5. 議事
 - (1) 静岡市生涯学習推進大綱推進事業実績・評価・スケジュールについて
 - ア 令和元年度推進計画実績・評価
 - イ モニタリング項目実績
 - ウ 新生涯学習推進大綱策定のスケジュール
 - (2) 生涯学習建設の建替・改修状況について
 - (3) 運用改善スケジュールについて
 - (4) 新型コロナウイルスに伴う影響について
 - ア 静岡シチズンカレッジ こ・こ・に 実施状況
 - イ 生涯学習施設の利用制限状況
 - ウ 静岡市の生涯学習における新しい生活様式対応事例
- 6. 会議内容

下記のとおり

事務局 <議事第1号について説明>

まず、令和元年度実績及び評価について資料1-1をご覧ください。例年通り令和元年度

の推進事業について、各課より回答のあった資料 1-2 の内容を表にまとめました。これまで、事業の達成状況は $A\sim E$ の 5 段階評価となっていました。A が 80%以上、<math>B が 80%未満 50%以上、<math>C が 50%未満 20%以上、<math>D が 20%未満、<math>E が 0 %つまり未実施でした。今回、C とD を統合してC 評価とし、実施状況が半分に満たなければ実施目標を達成できなかったものとしました。例年と比較しやすいように未実施についてはそのままE 評価となっています。また、昨年度末は新型コロナウイルスの影響もあり、これが原因で未実施となったものがあったので、未実施を2 つに分けて示しました。

資料1-1の表の真ん中の列には、「進捗評価」という欄を作り、各事業が取組み予定どおりに事業を達成できた、つまりA評価の割合をABCの三段階で評価しています。大方A評価となっていますが、「生涯学習情報の提供」については、B評価となっています。こちらは事業の数が5つで、ひとつあたりの事業が重くなっています。他の施策と比較することは簡単にできることではありませんが、今後A評価となるように考えていきます。

一番右の列には「評価・課題」の欄を設けました。各課の評価内容でB以下の評価だった 事業やA評価のなかでも目標を大きく上回る事業など特に目立ったものをピックアップし て掲載しました。

次に、資料1-2をご覧ください。こちらは各課より提出された各推進事業の実績です。 例年であれば前年度実績とあわせて今年度の取組み予定を示しており、既に3月に調査を行っていますが、新型コロナウイルスの影響もあって各課で新しい生活様式にあわせた実施予定が組みなおされているところもあるかと思われます。そのため、今年度指標については改めて調査を行い、第2回審議会で報告します。

また、昨年度話題にあがった、各推進事業が生涯学習推進へ寄与したかどうかの評価も必要だとの意見について、以前は各課に評価をしてもらっていましたが、今回は生涯学習推進課から各推進事業がどのように生涯学習推進に寄与したかを評価しました。この評価については、数値的評価がC評価であっても、その事業内容自体が生涯学習を推進できたという点で評価をしています。例えば、資料1-2の9ページ、「障害者理解の促進」という事業について、応募作品が目標に達していないとしてC評価となっていますが、この事業では2年連続で静岡市の応募作品から内閣府で賞を受賞しており、障がいへの理解という生涯学習の機会を提供できたと評価しています。

次に、モニタリング項目の実績を報告します。資料2の差し替えと書かれたものをご覧ください。平成30年度の中間見直しにて、大綱に最初から設けられていた成果指標とは別に、毎年度数値を追うモニタリング項目を設定しました。今年度から項目の実績を追うことになっていまして、黄色で色を塗った箇所が令和元年度の実績です。また、成果指標の「生涯学習施設の耐震化率」については年度末にデータが出るので令和元年度末時点の実績を記載しています。モニタリング項目にて、主催講座の受講者や生涯学習施設の利用者数・稼働率について、年々の減少が伺えます。第2回審議会にて数年分の統計データを提示させていただき、議論の場を設けたいと思っています。

最後に、新生涯学習推進大綱スケジュール案について説明いたします。資料3をご覧ください。第二次静岡市生涯学習推進大綱は令和4年度をもって計画期間を終了します。それに伴い、令和5年度からの推進計画となる新大綱の策定スケジュールを示しました。上から1段目に総合計画とありますが、こちらは静岡市全体の計画で、現在第三次総合計画の期間です。現大綱は第三次総合計画に合わせた計画期間で策定されており、必然的に新大綱についても第四次総合計画を踏まえて策定していくことになります。3段目に生涯学習推進大綱における動きを4つに分けて示しました。1つ目は現大綱の進捗管理。毎年度推進事業の実績・目標を調査し、審議会の方で報告します。2つ目はこの審議会です。今年度は全3回の開催を予定しています。今回でた意見は書面開催の幹事会にて各課へ情報提供します。第2回では生涯学習施設の現場を見ていただき、統計的データをもとに生涯学習施設利用者の減少についての議論を考えています。第3回目では新大綱策定に向けて今期委員の皆さんに現大綱の振り返りやアンケート項目の精査を行います。

本格的な策定作業は来年度以降となりますが、今期委員の皆さんは今年度で任期が終わりますので、新しい委員さんの選定や公募が今年度後半に行われます。今年度中は皆さんから第2次大綱の振り返りとして新大綱策定のヒントとなる意見をいただこうと思っています。

的場会長

では、委員の皆さんご意見等あれば挙手して発言してください。

井出委員

資料1-2の評価を資料1-1にまとめた表ですが、事業数について私が数えたものと違うところがありました。誤りではないかと思うので確認していただきたい。

事務局

もう一度改めて確認し、第2回にて令和2年度目標とあわせて報告します。

的場会長

再チェックをお願いします。それでは佐藤委員どうぞ。

佐藤委員

資料1-2の15ページ1番上の1番右、達成見込みが空欄となっています。

的場会長

14 ページの中ほども達成見込みが空欄となっているので、事務局でこの資料 1-2 を再度確認し、資料 1-1 とあわせて修正があれば次回報告してください。

井出委員

資料1-2の77と84、それから78と85が同じ内容ですが。

事務局

各事業の中で2つの施策に当てはまるものについては再掲としています。

井出委員

わかっていることであれば結構です。

的場会長

いずれにせよ、もう一度資料の確認をお願いします。次に大橋委員どうぞ。

大橋委員

資料1-2の15ページの113番「食の安心・安全意見交換会の実施」で食品衛生課さんがやっている事業について、2回開催を予定して実績が1回開催としてB評価ですけれど、「インターネット上で開催」と記載してあります。元々この意見交換会の実施は、インターネット上で2回とも開催する予定だったのでしょうか。それとも、本来は2回とも集まって開催する予定だったのでしょうか。

事務局

事務局では把握できていないので、最初からインターネット上での開催予定だったのか、 そうであればなぜ2回開催できなかったのか、所管課に確認します。

大橋委員

インターネットで元々開催予定であれば、コロナでも2回開催できたのではないかと思 うので、できなかった理由を知りたいです。

的場会長

井出委員、どうぞ。

井出委員

資料 1-2 の 18 番「スポーツ指導者スキルアップ講習会」について、参加者予定が 180 人、実績が 121 人ということでB評価になっていますが、120 人も来たならA評価でもいいのではないでしょうか。

次に、その下の19番「生活支援体制整備事業」について、1億円の決算額ということで

すが、1億円という規模の事業内容を聞いてみたいです。

事務局

まず、18番の「スポーツ指導者スキルアップ講習会」についてですが、目標値の80%以上を達成したらA評価にするように評価基準が決まっています。そのため、機械的に評価を行っています。

19番については事業内容をこちらで具体的に把握できていないので、確認します。

的場会長

生活支援コーディネーターさんの人件費などが含まれているのかもしれませんが、1億円という大きな金額なので、どういう事業なのか調べられたら報告をお願いします。

先ほど話がありましたが、目標に対して数値的・定量的に静岡市の推進に貢献できたかどうかを生涯学習推進課の方で評価をしたということです。概ねそれなりの貢献をしてくれたなと感じる事業があがってきていますが、数字だけ見れば達成率 50%未満という事業もあります。50%未満の事業は「生涯学習情報の提供」「ともに生きる学びの推進」の中にあり、内容を見ますと、ハンディキャップを持った人に対する取組みということです。なかなか思い通りの進捗となっていないようですが、単純に数字で比較するとこれらの事業課の思いとは別に数字で評価しているところもあります。もしも、達成度 50%未満の事業について何かヒアリングなどを行って「こういった努力をした」というものがあれば、教えてください。

事務局

先ほどお話した 78 番「障害者理解の促進」について、応募数が目標より少なく C評価です。この事業は「ともに生きる学びの推進」「生涯学習情報の発信」のどちらにもあり、生涯学習推進に大変寄与する事業です。数字だけの評価では低い評価ですが、こちらで「生涯学習推進に寄与した取組みに関する評価」でその内容を評価しています。

B評価の中に、新型コロナウイルスによる影響を受けた事業もありました。最後の1回が新型コロナウイルスによって開催できずB評価になったものもあります。そればかりは今年度は仕方のないことかと思います。他にも各課の方で達成できなかった理由を資料1-2に記載しています。

的場会長

各事業課でいろいろな取組みをしていますが、数字だけを見ると残念ながらB評価などになってしまうこともあるけれども、いろいろ取組みをしている。先ほどの「障害者理解の促進」では小中学生の啓発ポスター・作文の応募が少ないということでした。この結果をもとに、生涯学習推進課も一緒に所管課の障害者福祉企画課と今後の取組みを考えてほしい

と思います。委員の中には校長先生もいらっしゃいます。学校の現場の力が必要ということであれば、先生方にお力を借りながら、学生さんたちが応募する気になるか、啓発を進めていく必要があるかと思います。他の委員の方はどうでしょうか。質問や感想でも結構です。

井出委員

87、88番について、インターネットを活用したシステムがあり、昨年度にインターネットの活用について意見が出ていたので改善されて嬉しく思います。

また、41 番「子どもの救急講座」ですが、この事業こそオンラインでできないかと思います。子どもにもわかりやすいのではないでしょうか。以前救急救命の講座を受けた際、個別指導でした。今できることではないかと思いました。

的場会長

ありがとうございました。システムがインターネット利用になってよかったというお話でした。子どもの救急講座は開催がなしということですが、やり方を工夫すればできるのではないかという意見でした。こういった意見を事務局には各課に共有してもらい、時代の流れに合わせたやり方を、変えられるものは変えて、より多くの人が生涯学習に取り組めるよう目標に向かって進めてほしいと思います。

では、浜田委員どうぞ。

浜田委員

私は江尻生涯学習交流館で部屋を借りて吹奏楽の社会人バンドの指揮をやっていますが、 江尻の交流館の利用者からコロナ感染者が出てしまい、静岡市の交流館の利用が非常に厳 しくなりました。3月からずっと練習中止になっています。団員の士気も落ちてきて、この まま淘汰されてしまうのではないかと話しているのですが、練習をどうしたらいいかと苦 慮しています。

楽器メーカーのYAMAHA、リコーダーのトヤマ楽器が管楽器演奏による飛沫の可視 化臨床実験を行い、インターネットでその結果を配信しています。この結果を文部科学省に も送っているらしく、文部科学省もこれを認識しています。管楽器について、ほとんど飛沫 は飛ばないと、私もインターネットで見ました。フルートについては半分以上息が出てしま うので、管楽器の中でも心配な楽器です。他の楽器については、ほとんど飛沫は飛ばないと いう実験結果が出ました。小・中・高・大学・一般と吹奏楽のバンドはたくさんありますが、 文部科学省に対してこうした結果をもとに活動を認めてほしいと発信をしたところがある らしいです。文部科学省としては大手を振って許可をすると混乱を招く可能性があるので、 注意喚起という観点から許可をできないと回答したそうです。これを聞いて、私が教育委員 会に問いあわせたところ、そういった実験結果があるということで授業ではリコーダーの 演奏をやっているとのことでした。ただ、歌の場合は飛沫が飛ぶので、マスクをつけて工夫 が必要とのことです。

少々話が長くなりましたが、交流館の利用制限をもう少し緩和してもらいたいと思います。多くの団体が苦労されていると思いますので、市でどのように考えているのか教えてください。

事務局

今の件につきましては議事報告の(4)で説明します。管楽器については8月1日から制限を緩和して、工夫をしながら利用ができるように進んでいるところです。詳しくはまた報告の4で説明します。

的場会長

ではまた報告第4号で詳しく説明いただきます。

次に、報告第2号生涯学習施設の建替・改修状況について、事務局説明をお願いします。

事務局

では、生涯学習施設の建替・改修状況について資料4をご覧ください。大綱施策の柱の1つである「生涯学習を支える基盤づくり」として施設のハード面に係る、施設整備・維持管理についてです。まず一つ目の現状と課題ですが、本市における生涯学習施設は全部で39あります。市民の学習活動や交流、さらにはまちづくりの場をここで提供していますが、それら施設は建設当初より長い年月を経ており、大規模地震に対する耐震性能が劣る施設がいまだに残っている状況です。そのため、本市の公共建築物耐震対策推進計画に基づき、計画的な耐震対策を行っています。令和元年度末時点の全生涯学習施設における耐震化率は87%です。令和4年度末には100%達成を目標として耐震化を計画しています。また、耐震性能が高い施設においても、同様に長い年月を経ているために内外装はもとより、基幹設備に至るまで老朽化が進んでおり、施設の延命措置として施設修繕の年次計画に基づいて、中規模または大規模の改修工事を行っています。

二つ目は令和元年度の具体的な取り組み実績です。辻生涯学習交流館については、耐震補強と昇降機設置工事を行いました。今までなかったエレベーターを設置しました。玉川生涯学習交流館については、耐震性以外の部分について大規模改修工事を実施しました。双方とも令和2年4月1日にリニューアルオープンしました。工事の概要ですが、辻生涯学習交流館では、事業の内容は大規模改修工事に付随し、耐震補強工事、そして昇降機設置工事で11人乗りのエレベーターを設置しました。施設概要については記載のとおりですが、資料4下の左上の写真はエレベーター設置の写真です。後ろの本体にそそり立つように増築されている塔状の部分がエレベーターの上がり下がりする部分です。左下の写真は、建物内から見たエレベーターホールの状況です。右上の写真は集会室について、館の要望等を聞き入れた形で大鏡を備えてリニューアルしました。右下の写真の料理講習室については、古くなった

実習台を新しい物に変えました。

続きまして、大規模改修工事を行った玉川生涯学習交流館については、多目的トイレを新設、外装的にアルミサッシを取り換えて雨漏り対策をしております。写真左上は外装サッシを取り換えて改修しました。右上の写真は、料理実習室をリニューアルした様子です。左下の写真は、天井改修によって空調効率を上げるなどの工夫を行いました。右下の写真は多目的トイレの様子です。

三つ目は、今後の予定です。令和2年度は、折戸生涯学習交流館について、耐震補強と大規模改修、そしてエレベーター設置工事を予定しています。飯田生涯学習交流館については、既存とは別敷地において児童館との複合施設化による新築工事が現在進行中です。アセットマネジメントを踏まえつつ、財政状況を考慮しながら誰もが利用しやすい施設整備を進めていきます。折戸生涯学習交流館の工事については大規模改修・耐震補強・昇降機設置と、辻生涯学習交流館と同じような規模で行われ、来年4月1日にリニューアルオープン予定です。飯田生涯学習交流館の新築工事ですが、児童館併設で鉄骨造二階建て、千平米あまりの施設になり、来年の7月上旬オープン予定です。右側の絵が飯田生涯学習交流館完成予想図です。説明は以上になります。

的場会長

ありがとうございました。ただいま事務局より、報告第2号説明がありました。報告1号では、ポスターや作文の応募、救命救急の講座など、ソフト的な取り組みでしたが、今回はそういった活動を行う施設について、静岡市として進めている内容、今後進めていく予定の報告でした。やはり、施設で事業をしていただくというのが理想だと思うのですが、施設の方も数十年経って老朽化してきています。衛生面や安全面での不安は種々出ていると思います。その中で、財源にも限りがありますが、静岡市として計画的に施設のリニューアル、増改築を行っているということです。この中で、令和元年度は辻それから玉川、この二か所の交流館の工事を行いました。現在は折戸と飯田の二つの工事が進行中と説明がありました。日々、色々な活動で市民の方が利用する直接の施設ですので、事故等ないようにといった取組みでした。

委員の皆様、感想や質問でもなにかあればご発言ください。では、弓削委員どうぞ。

弓削副会長

現在工事中の交流館について、一つ目はどちらも来年が開館予定ということですが、コロナの影響は全く無いのか、それともコロナの影響を踏まえてこの開館予定を設定しているのか教えてください。二つ目は、飯田生涯学習交流館が児童館併設とのことですが、これまでは児童館はなくて、今回必要だから併設となったのか、もしくは元々児童館が別にあったが老朽化等の理由があって、この機会に併設化することになったのか、教えてください。

事務局

一つ目のリニューアルオープンの日程です。現在工事中の折戸生涯学習交流館は、通常の改修工事で年度内に終わる工事と予想されています。飯田生涯学習交流館の方は新築工事なので、改修工事に比べれば少し時間もかかるため、7月の予定です。コロナの影響については、工事の施工業者に直接コロナの影響がない限りは予定どおり進むはずで、現時点では影響はほぼありません。折戸と飯田で数か月開館予定がずれている部分については、新築だと工事が終わってから備品を次年度予算から購入するなど、役所独特の事情があります。引っ越しが完全に終わって、リニューアルの準備が済んで、開館が7月までずれ込むというスケジュール関係の事情があります。

児童館については、空白地帯に児童館の施設を建設していく事業があります。多少正確でないかもしれないですが、旧清水市の範囲内に東西南北で4館児童館を整備するという構想が子ども未来局の所管であると聞いております。現在、有度と三保の生涯学習交流館は既に児童館との複合施設として整備が終わっています。東は、まあるが児童館類似施設として位置づけられています。今回の飯田が北部で建設される四つ目と今のところは聞いております。

的場会長

児童館については空白地帯に新しく建設しているということでした。では、渋江委員どう ぞ。

渋江委員

飯田生涯学習交流館については、現在の場所と異なる場所に新しく建設しているという ことでしょうか。その場合、今の場所からどのくらいの距離のところに建設しているのでしょうか。

事務局

飯田生涯学習交流館については、既存の場所から東に約500mの距離のところに建設中です。既存の場所は表の道から入り組んだ住宅街の中に位置しており、ロケーション的にもわかりにくく、車の出入りで近所迷惑になることもあったようです。また、建替えに関して、運営の状況にあまり影響を来たさない形としては、新天地に建設しながら、できる限り生涯学習施設として運営していくことが一番運用を途切れさせない方法です。今回は移転先が見つかったので、そちらに新築をしながら、現在も飯田生涯学習交流館は活動しています。

的場会長

飯田生涯学習交流館について、現施設の跡地はどうするのか、何か計画はありますか。

事務局

役所の施設のある土地全般に言えますが、例えば建物が無くなった土地を売却するという考えもあります。しかし、飯田生涯学習交流館に関しては、地元の意見を吸い上げて今後 どんな需要があって展開していくのか、どのように調整するか、まだ関係各課で協議中です。

的場会長

ありがとうございます。何かご質問等ありませんか。

続いては報告第3号運用改善スケジュールについて、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第3号運用改善スケジュールについて説明します。お手持ちの資料5と追加資料1 をご覧ください。

まず、運用改善スケジュールを生涯学習推進審議会の実施と並列した表を作成しました。一番上のオレンジの枠が審議会のスケジュール、その下の黄色の枠は生涯学習施設の指定管理者と実施しているワーキンググループ、青い枠の施行事項は昨年度末3月に行った審議会にて報告した改善案です。資料5の裏面をご覧ください。①自由利用スペースについては生涯学習施設のロビーなどにテーブルや椅子を新たに、又は追加することで休憩や簡単な打合せなどの自由な利用ができる場所にしようとするものです。今年度は、北部生涯学習センターで、試験的な実施を考えています。②キャンセルの運用は、集会室等の予約について抽選やシステム予約をするのですが、利用申請書の提出前であればキャンセルを可能とすることで、他団体によるキャンセルされた集会室等の予約・利用を可能にします。

今後の作業について、表のスケジュールをご覧ください。①自由利用スペースについてはいわゆる新型コロナウイルス感染拡大の防止という社会情勢の中で、利用者が集まる場所を作るうえで、利用方法等の再検討が必要だと考えています。試験的に運用予定の北部生涯学習センターで、職員とともに三回の検討会議を実施して、利用方法の検討、その素案等の作成を行い、備品購入、レイアウトなどを経て来年には運用開始するスケジュールを考えています。運用開始後は、利用者アンケートを実施し、他施設での実施も検討していきます。

続きまして②キャンセルの運用について、コロナによる影響を受けています。昨年度末頃に、コロナの感染拡大防止を理由に施設の利用取消しを申し出た場合は使用料を還付する措置が、静岡市の全施設で取られました。これに伴い、生涯学習施設の利用について、キャンセルの試験運用を開始しました。前述した還付措置は6月末までで終了しましたが、報告第4号で説明するコロナ禍における生涯学習施設の利用制限によって利用ができなくなるケースもあり、試験運用は今現在も継続中です。今後は本来の運用方法にて実施できるよう時期を検討し、センター職員等の研修、利用者へ周知したうえで運用を開始していきます。

次に、今後新たに検討していく検討事項の説明です。資料5の裏面をご覧ください。グレーの枠内で検討事項について記載しています。①市民講師への貸館について、こちらは昨年

度の指定管理者とのワーキンググループの中で発案がありました。現在は貸館において講師が団体の代表者として施設利用を申し込む場合、私塾の使用に準ずるということで、営利目的とする可能性があるとみなされ、使用できないという基準となっています。一方で、静岡市生涯学習推進大綱では、学びを他者へ伝えていく学びのサイクル、学びの循環を謳っています。そこで、貸館において私塾に準ずる活動を緩和し、営利でない講師活動を可能として、学びの循環を円滑なものにするよう検討しています。

②公共的団体の整理について、こちらもワーキンググループにて意見があったものです。 現在公共的団体には様々な団体があり、自治体などの地縁団体などのほかにも福祉、文化、 体育など多岐にわたります。特に大きな団体については、下部組織が存在し、生涯学習団体 との違いがわかりづらいものがあります。実態調査を行って公共的団体を整理し、利用者に とって公平な利用になるよう検討しています。

次に③展示発表会等の優先予約について、昨年度利用者から聴取した意見です。こちらは 昨年度から継続して検討する項目です。生涯学習の発表の場として、展示や発表会などがあ りますが、生涯学習施設のホールは2か月前、アイセルのホールについては3か月前から予 約可能となっています。例えば、イベントを企画し広報を打ちたい場合には、3か月前に予 約して広報では遅い可能性があります。参加者募集の広報が必要な場合、優先予約などを可 能とするよう検討しています。

続いて④その他ワーキンググループにおける取組検討ですが、上記の①~③に加えて、利用者・指定管理者・審議会での意見をもとに実行可能な運用改善案を検討します。昨年度末に審議会で分科会を行い、運用改善案の素となるような意見をいただきました。その意見について今後の取組みを考えていきます。

それでは、①から③のスケジュールを説明します。表のスケジュール表をご覧ください。主にワーキンググループを重点に検討を進めます。①から③の事項については、1回目のワーキンググループにて方向性の確認を行った後、運用に対する課題の対応策を検討していきます。また、生涯学習施設の設置条例、設置規則、審査基準などの改正が必要になるものについては、市の政策法務課などの協議を行ったうえで素案を作成し、2回目、3回目のワーキンググループにて改善案を作成します。必要であれば法規の改正にかかるパブリックコメントを実施し、その意見の反映、内部のマニュアル等を整備したうえで周知を行い、来年度に改善の実施を考えています。そして、④については、追加資料1をご覧ください。分科会でいただいた意見を一覧としてまとめ、リスト化しました。右から2番目の列は、意見に対する現状の取組みや状況を記載しました。ここから検討を重ねて、取組み内容を精査していく予定です。ワーキンググループの1回目で考え方を整理しまして、2回目には取組み手法を抽出、3回目で取組み案の確認を行います。その後、実施時期を検討したうえで案を確定する流れを考えています。内容にもよりますが、実施可能な取組みについては随時実施するようにスケジュールを考えます。以上が運用改善のスケジュールの説明になります。

的場会長

事務局より報告第3号について説明がありました。主に、今年度中の生涯学習推進課の取組みについての説明でした。前年度末のこの審議会で分科会を行いました。その時に2つのグループからいただいた意見について、現状の報告と、今後どのように意見を取り入れられるか、改善していけるかを検討していくということでした。委員の皆さんいかがでしょうか。それでは、田井委員どうぞ。

田井委員

資料5の運用改善の検討事項について、①私塾に準ずる活動の制限の緩和についてとありますが、ワーキンググループの中で「私塾に準ずる」ものとして具体的に挙げられたものがあれば、教えていただける範囲でいいので教えてください。

事務局

具体的に誰がということは言えませんが、よくセンターや交流館で実際に講座を受講した人などが、身に着けた知識を誰かに教えたいと相談にくると話を聞きます。今の基準の中では貸すことはできないとせざるをえないところについて、今の基準が本当に正しいのか、営利を目的とする可能性とはどういうものなのかを明確にするために、検討していきたいと考えています。色々な人がいるので、一概にはできない部分もあるかと思いますので、そういったところも含めて検討していきたいと思います。

田井委員

指導者として謝金を得るというところではなく、学んだことを活かしたい人のスタート アップを支えていきたいということでしょうか。

事務局

生涯学習施設条例の規定の中で利用の不許可という項目があります。そのうちの4号において、主として営利を図ることを目的として利用するおそれがあると認めるとき、という規定があります。これは元々公民館時代、いわゆる社会教育法の流れでこういった規定があります。また、当然市の施設で税金を使って設置しているので、それぞれの施設の目的にあった活動を奨励する、生涯学習施設については営利の事業を奨励することを目的としていないということで、認識していただけたらと思います。このことを前提に、講師の方が自ら主催をして、生徒を募る形式をとった場合、私塾、つまりその講師の方の営利を図る活動になりがちであるということで、講師が主催する活動については基本的に利用できないというルールになっています。そうすると、営利を目的としないけれど、自分が学んだことを還元したい場合、誰か他の人が主催して自分が招かれればいいのですが、いきなり招いてくれる人もいないとなると、最初は自分で主催をしないといけないというパターンがあります。

今活動が閉ざされている状態なので、それができるようにしたいというのが今回の趣旨です。境目がなかなか難しいものですから、しっかり研究したうえで、しっかりルールを作っていきたいです。

的場会長

それでは、佐藤委員どうぞ。

佐藤委員

自由利用スペースを北部生涯学習センターでモデル実施するとのことですが、他の施設 も実施の方向なのでしょうか。

事務局

例えば利用者がどういった意見や感想を抱くか、期間中に何人利用するかなど、他の施設でも実施することも踏まえた判断基準を検討していきます。財源の都合もあるので、今時点で他施設でも実施すると明言はできませんが、基準を示したうえで、できる限り実施していきたいと考えています。

的場会長

では、前林委員どうぞ。

前林委員

先ほどの資料2で現在生涯学習施設の平均稼働率が 35%代ということでした。この稼働率を上げることが運用改善の目的だと思うのですが、どの時間帯が一番稼働していないのか、というところに稼働率を高める、つまり市民の方がたくさん使う施設にしていくヒントがあると思います。稼働率とは来る方と連動していると思います。例えば来る方の年齢層と稼働率はリンクしているはずなので、そこを調べて、稼働率の低いところに主に来ている年齢層が求める講座や事業を実施すれば稼働率は上がっていくと考えられます。そのリンクがはっきりしてくると、運用改善の方向性がひとつ見えてくるような気がします。自由利用スペースを作るのは多分、稼働率が低い施設ではないかと。つまり自由に使えるということは、人がいないということだと思うので。そうすると、そこに来る人達必要とする物を用意する、例えば椅子については子供たちが使う椅子とおじいさんおばあさんが使う椅子とは違うと思います。テーブルに何か置くにしても、使う人の年齢層で必ず違うと思います。そのリンクをきちんと調べていくと、どんな施設を使ったらいいのかも、どんなものを用意したらいいのかもわかってくると考えます。

的場会長

合理的な考え方で、まさしく我々審議委員としてそういった分析ができてきっちりと稼働率が低い要因がわかれば、それに対する対処方法も考えられると感じます。それでは、雨宮委員どうぞ。

雨宮委員

生涯学習交流館を使っている身として意見があります。ひとつは、営利目的か否かはなかなか線引きが難しく、隠れ蓑が多いものです。富士市のように講師謝金のラインを決めるなど、考えないといけないのではないかというのがひとつ。それから、私は今学校施設に関わっていますが、生涯学習施設は借りやすく、無料だという点から、3月に駆け込みで3回活動して9条認定になって来月から無料になると言っている団体がありました。そういった利用状況を横のつながりで是正していただきたい。交流館と学校施設の両方をたまたま利用していてそういったことを感じました。営利については「営利ではない」と主張しますが、社会貢献事業ですと言っても営利団体が実施していたら営利目的だと感じます。言葉だけではなく、事業内容をきちんと検討していただきたいと思いました。

的場会長

施設の借りる側は色々駆使して施設を利用しているようですが、きちんと公平な判断の下で施設の利用許可をしてほしいといった意見かと思います。市民全体に関わることですが、事務局で何かありましたらご発言ください。

事務局

市民の皆さんが公平に利用できるようにしていきたいと思います。わかりやすさを考えると、ある程度シンプルな制度にする必要があるかと思います。ただ、シンプルにするとグレーなところも出てくる可能性があるので、そこをどうやってフォローするか考えながら形にしていきたいと考えています。また現場でお気づきの点などありましたら、審議会以外の場でも結構ですので、御教示ください。

的場会長

運用改善検討事項の1番目、2番目、3番目については、雨宮委員からの意見などが内容に盛り込まれたうえでパブリックコメントにかける可能性があると認識してよろしいでしょうか。

事務局

運用改善検討事項の①②あたりのことだと思いますが、パブコメにかけるかどうかは、何の規定によってそれを運用していくかによると思います。パブコメにかけるには、例えば規則、要綱、審査基準などに明記をすることになります。その内容が市民の皆さんに共有され

ていく一方、一度決めてしまうと簡単には変更できません。また、例外的な事項に対応しに くい部分もあり、メリット・デメリットを検討しながら決めていきたいなと考えています。 そのため、必ずパブコメにかけるのかどうかは今の時点では明言できません。

的場会長

市民の皆さんに関わることなので、やはり公平性が重要になります。そこを有耶無耶の形で、市民に意見を聞かずに担当者の主観で判断するような制度改善は避けていただきたいと思いますので、ご検討ください。

それでは、報告第4号新型コロナウイルスに伴う影響について、事務局お願いします。

事務局

まず、第4号のア「シチズンカレッジ こ・こ・に」の新型コロナウイルスの影響を受けたうえでの実施状況ですが、資料6をご覧ください。本年度は全21講座でスタートした「シチズンカレッジ こ・こ・に」ですが、新型コロナウイルスの対応については講座ごとそれぞれ事情を勘案したうえで担当部署に判断してもらっています。対応のパターンを分けますと、資料6右上のように①~⑤のように分けることができます。コロナウイルス感染症対策を行ったうえでということが前提ですが、当初の予定どおり実施しているあるいは実施予定の講座は21講座中の7講座、予定を一部変更して実施する講座は11講座、実施するかどうか検討している講座が2講座、その他の講座が1講座という状況で、中止を決定した講座はありません。全体としては、元々6月から7月ごろ開催予定の講座については、準備をしていた4月5月に感染が拡大していた状況もあり、一旦開催延期といった措置が取られました。その後、対策等含めて実施の目途が立ったものについては、日程を後ろ倒しにしたり、あるいは3つの密を避けるために内容を変更したりといった形での再開が多くなっています。先ほど「その他」に分類した「駿河区地域の人材育成事業 駿援隊」ですが、こちらは今年度新規の受講生の募集せずに、過去の修了生を対象にフォローアップの講座を実施して開催することにしています。

このようにいくつもの部署が運営している中で、こ・こ・にの事務局として各課の取りまとめを行っている生涯学習推進課については、非接触型の体温計や、今皆さんの目の前にある、持ち運びに便利な簡易的なパーテーション、あるいはWi-Fi ルーターなどを確保し、うまく各部署に貸し出して講座をスムーズに、対策をとれるようなサポートをしています。コロナ対策に取り組む中では、一部例えばオンライン受講をするようなこ・こ・にの講座もあり、これまで講座というと当たり前のようにひとつの部屋に集合するといった形態をとっていましたが、オンラインなど新しい講座の提供方法の趣向にもなっていると考えています。

今回、コロナだから特別だったということでは終わらずに、これから人材育成事業をどう いった形で提供していくか、そういったことを検証したり、振り返ったりということをきち んとやろうと考えております。今日お配りした資料の中で、地域デザインカレッジ 2020 という講座募集のリーフレットをつけました。これは生涯学習推進課で主催している講座ですが、毎年7月スタートだった講座を、今回10月スタートにして色々な対策を取りながら実施の予定です。この場を借りてご紹介させていただきました。こ・こ・にの実施状況については以上です。

続きまして、報告第4号のイ「生涯学習施設の利用制限状況」について報告いたします。 資料7をご覧ください。

まず、利用制限の流れですが、国が発令した緊急事態宣言前から当市では生涯学習施設の休館について検討しておりました。生涯学習施設の利用者で感染された方が確認されたということもあり、緊急事態宣言発令を受けまして、本格的に貸館業務の中止という形を検討し、4月17日から市内生涯学習施設の貸館業務中止となりました。貸館業務中止は6月8日まで続き、6月9日から貸館業務を再開しています。再開にあたって、利用制限を設け、随時制限内容を見直しています。現在、利用制限を3回、緩和の内容で変更を行いました。具体的な内容は資料7の裏面に記載しました。

利用制限内容について、こちらが利用者にお願いしている内容になります。6月9日から 再開にあたって利用制限①の内容を定めました。赤い枠で囲った項目は、利用制限②③④で 内容を変更していきました。上段「基本事項」と書いた部分は、マスク着用、入退館時の手 指アルコール消毒、来館前に検温、体調不良時は参加等いただかない、ソーシャルディスタ ンスを保っていただく、当日参加者の名簿を作成・代表者はこの名簿を保管する、使用する 部屋や器具等を消毒するといったことは現在も続けています。マスク着用について、未就学 児のマスク着用については、酸欠や熱中症、窒息等の恐れがあるということで保護者の判断 に委ねるよう利用制限②で部分的に緩和しております。下段は活動内容についてですが、再 開当初は、マスクを着用してできない活動での利用はできない状態でした。

先ほど浜田委員からご指摘いただいた管楽器の使用について、吹奏楽の楽器演奏では飛沫があまり飛ばないという報告があったので、8月1日からの利用制限④の緩和で、演奏時以外等はマスク着用し、床に飛沫が飛んでしまう場合はシートを敷くなど対応、各演奏者は距離を十分とって向かい合わないなど対策したうえで、利用できるようになりました。ただし、ヒップホップダンスなどの運動量の多い活動については、気温も高い状態が続いていることもあり、熱中症の危険があるということで控えていただいています。

続きまして、調理室の利用についても、8月1日から利用可能となりました。ただし、共同作業・物の共有を避けると記載してあります。例えば調理実習のような形で、複数人が切る担当・洗う担当・煮る担当など分けてたくさんの量を作るような内容は制限しています。料理教室のように、ひとりひとりが一人分の食事を作るだけの調理であれば活動できるような形にして、物の共有や接触の可能性を低くして利用してもらいます。

次に、大きな声を発する活動ですが、全国的にも問題になっている合唱・カラオケ・朗読・ 詩吟等の活動があります。マスクを着用したうえで人との間を2m以上とって、換気を十分 にしてもらって8月1日より活動可能としました。

最後の県外からの参加者による利用不可につきまして、県で出しているふじのくに基準で「訪問の自粛」「慎重な行動」を求められる地域からの参加につきましては、自粛等の声掛けを行う形で制限内容を変更しました。以上、生涯学習施設の利用制限内容についての説明を終わります。

最後は第4号ウの「静岡市における新しい生活様式対応事例」について説明します。ただ 今申説明した2項目は、制限をかける内容でしたが、制限の中でどのように生涯学習活動の 機会を提供するかという対応について紹介します。

資料8をご覧ください。各生涯学習施設において、コロナの関係もあって2月下旬から主催・共催講座について中止あるいは延期としていました。現在は、主催・共催講座自体は対策を十分にとったうえで再開しています。しかし、内容によっては対策を十分にとることができず、実施を見送りしている講座もあります。一方、こういった状況でも市民の皆さんに自発的な学習活動の機会を提供することが行政あるいは生涯学習施設の使命ですので、こうした中で各指定管理者さんにおいては、新しい生活様式に対応した形で市民の皆さんへの生涯学習の機会創出に取り組んでいらっしゃいます。この資料8でご紹介します。

まず、資料の上半分は葵区・駿河区における生涯学習センターにおける取組みです。その左側ではストレッチをしている画像がありますが、健康文化交流館来てこにおいて Youtube チャンネルを開設し、自宅でできるストレッチ講座の配信を行っています。実際にどんな感じかというと、来てこのインストラクターがストレッチの解説をする動画を撮影しました。今29本動画を配信し、6月末までに約7,000回の再生された、と資料に書いてありますが、昨日時点では8,000回ほど再生になっていました。視聴されている方は、55~64歳の男性が最も多いというようなことでしたが、Youtube自体を自分の年齢や性別を登録したうえで視聴されている方がどの程度なのかわからないので、参考程度の数値ということでご理解ください。

次に、資料右側ではまた違った視点の取組みとして「巣ごもり応援企画」というものを開催していただきました。こちらは外出が減って自宅で過ごす時間が増えたことについて、自宅あるいは自宅で過ごす時間の中で感じる楽しさを、川柳や写真など4つの部門で作品を募集し、楽しく過ごす工夫を提唱するといった趣旨の企画です。こちらは400件近く応募があり、生涯学習センターのツイッターで随時作品を紹介しています。

続いて下半分は、清水区の生涯学習交流館における事例です。交流館においても新しく Youtube チャンネルを開設し、自宅にいながらできる様々な学習の機会の提供を行っています。こちらは、各交流館などで撮影した動画をアップしています。シーグラスやフルーツカッティング、健康体操、浴衣の着付けなど、現在8本の動画を配信し、約2,000回再生されているようです。この機会に、清水区の生涯学習交流館では新たにツイッターも始めまして、有度交流館とか清水交流館とか、各館ごとにアカウントを登録しています。講座の募集情報や講座の様子だけではなく、地域の方がお花をくださいましたとか、地区にはこんなスポッ

トがありますよとか、地域に近い交流館ならではの情報も掲載されていて、親しみのある内容になっています。こちらは、追加資料2をご覧いただきますと、ツイッターの投稿の様子などがありますので、ぜひ見ていただけたらと思います。コロナだから今回特別な対応をしたということでは終わらずに、これから生涯学習の機会の提供をどうしていくかを改めて考えていくきっかけにしていきたいと、所管課としては考えています。以上、議題第4号の新型コロナウイルスに伴う影響について説明いたしました。

的場会長

新型コロナウイルスへの対応ということで様々な取り組みをしているという報告でした。 普段我々もコロナウイルスに悩まされていますが、普段の生活を踏まえながら今の事務局 の報告について、何かご質問ご意見等ありますか。では、柴田委員どうぞ。

柴田委員

資料7ですが、西部生涯学習センター利用者の感染発覚ということで、施設消毒と書かれていますが、具体的にどのような処理をしたのでしょうか。

事務局

消毒については保健所の指導を仰ぎながら行いました。その利用者が使われた部屋を中心に、ドアノブや手すりなどの共用部分、その方の考えられる動線ということで、階段やエレベーター、入口までのルートを考えながらアルコール消毒しました。ちなみに参考ですけれども、江尻生涯学習交流館でも同じように利用者の感染が発覚しましたが、その時には次亜塩素酸ナトリウム、主にハイターを使用して、同じようにその部屋とそのフロアの共有部分そして1階までの考えられる動線と、トイレなどを丁寧に消毒しました。

柴田委員

実際の消毒作業は業者が対応したのでしょうか、それとも館などの職員が対応したので しょうか。

事務局

消毒については施設の所有者、管理者が行うことになっています。民間であれば民間、それ自体がやりますし、施設の場合は施設職員がやるということで生涯学習施設の職員が行いました。ただ、江尻生涯学習交流館につきましては、翌日が投票のため、保健所も一緒に急いで行いました。

的場会長

浜田委員、先ほど吹奏楽の話やご質問をいただきましたが、いかがですか。

浜田委員

気を付けて使いたいと思います。

的場会長

それでは、伴野委員、こ・こ・にの講座を受講されていたようですが、何か感想などありますか。

伴野委員

こ・こ・にとは関係ないのですが、コロナ対策について市民活動や自治会活動においてはガイドライン、チェックシート、参加者名簿などの PDF データをホームページで公開していています。同じ時期に生涯学習でも公開されていたと思うのですが、ガイドラインの改定に伴い、PDF がなくなってしまいました。できればチェックシートや参加者名簿の PDF をダウンロードできる方が良いと思います。

事務局

そちらは市のホームページのお話でしょうか。

伴野委員

市のホームページもそうですが、センターのホームページについても、お知らせのところにしか掲載がないので、利用方法のページにも掲載してもらえるとわかりやすいかと思います。

事務局

コロナ対策の運用については、生涯学習推進課の方で基本的なマニュアルのベースを作り、各指定管理者と施設の管理者に運用の基準にしてもらっています。若干施設ごとに、構造などの違いがある関係で、チェックシートなどの書式が異なっています。そのため、市のホームページには書式を掲載していません。そのため、利用なさる各施設の方に直接問合せをいただきたいと思います。指定管理者には、事務局からできるだけホームページに掲載するような指導をしていきたいと思います。

的場会長

最近は多くの方がインターネットを利用していますので、利便性からも検討いただけた らと思います。

中村委員、文化協会ということでいろんな協会の各団体のイベント等あると思いますが、 その中でも新型コロナウイルス対策をされていると思います。今の生涯学習推進課の各種 講座等での対策の話がありましたが、文化協会の方で違うところがありましたら教えてい ただけますか。

中村委員

今のコロナによってリモートなど色々な形で代替えをしていますが、僕が主にやっている演劇は3密の最たるもので、マスクをして距離を置いたら成り立たない芸術分野です。そこで私たちが今考えているのは、新しい生活様式と皆さんが思っているようなウェブとかリモートとかでは芸術分野は成り立ちません。例えば、演劇に求められるものはなんなのか、合唱だろうと吹奏楽だろうと、本来求められているもの故に、こういう方法をとるという形を模索していかないといけません。代替え的にリモートなどの形でやっていって、例えば合唱や演劇の、本来皆さんが求めているものと、提供したいものの接点が生まれるかというと、そうではないと思います。そこは、皆さんが思っているよりもっと根本的な新しい生活様式に変わっていくのだと僕は思っています。しかも、コロナがこのまま収束するとはとても思えないので、そうすると長い、2年3年という年月をかけて新しい生活様式、新しい芸術様式というものが生まれるので、あまり皆さん安易に代替え案を立てて、それでいいと考えてほしくないと思います。市の立場とか色々な立場としては、今最善と思われる方法で提示していくという形でいいと思いますが、活動している人たちは必ずしもそう思っていない、ということだけわかっていただければと思います。

的場会長

貴重なご意見だと思います。今自粛と経済のアクセルとブレーキ両方どうやって進めるのかという問題と同じで、文化というものは本質的な目的や目指しているものから考えると、コロナとどういう風に両立させていくのか、そこをやはりきっちり押さえたうえで考えないと、安易にこうだという形で片付けてしまうことは文化にせよ、生涯学習にせよ、心の豊かさを求める面においてどうなのかと、今聞いていて思いました。貴重なご意見どうもありがとうございました。

それでは、曽根委員、いかがでしょうか。

曽根委員

私は今、市の図書館でアルバイトをしているのですが、利用者の方から返ってきた本は一冊一冊、次亜塩素酸ナトリウムで拭いてから棚に戻すという作業があります。職員の皆様は日常の業務にプラスアルファして今現状にあわせた仕事を増やしています。利用者の方も日常とは違う生活へ窮屈感を覚えていると思いますが、職員の方々もそれに対して誠心誠意行動してくださっていることが伝わって、自分もそういったことを感じながら利用できる立場になりたいなと思いました。

的場会長

実際に今図書館のアルバイトを通じた生のご発言でした。やはり地域に関するみんなが 同じ思いをもって活動しなければ、この状況を切り抜けていくことはできないと思います。 特に生涯学習というのは、それぞれ自分はこういうことをやってみたい、感じてみたい、あ るいは実践してみたいといった思いを達成できるようにする取組みです。その中には、決し てひとりでできるだけのものではなく、多くの方との繋がりやコミュニケーションの中で の活動が主になってきます。我々人間というのはひとりではなかなか生活できないことが あるように、コミュニティあるいはコミュニケーション・繋がり・絆というものを大切にし、 生涯学習も展開されていると思うのですが、それを真っ向から否定するように、家に引きこ もりなさい、自粛しなさいという 180 度違う行動が我々に求められています。その中で生涯 学習をどのように展開していけばいいか、今後その両立についてそれぞれが知恵やアイデ ィアを出し合いながら考えていかないと、一方的な考え方を押し付けてしまえば、押し付け られた方はやはり「どうして?なんで?」と納得できません。そこは皆で意見を戦わせて、 折り合いをつけて両方が納得するところで、ブレーキ踏んだり緩めたりしていくことにな るのかと思います。これから新しい大綱に切り替わりますが、こういった件について検討が 必要なのかということを今日は考えました。やはり、このみんなが経験したことのない時期 だからこそ、みんなが今までの経験やアイディアを出し合って本当に協力していかないと いけないと思っています。

それでは本日予定しておりました内容はこれで終了とし、進行を事務局の方にお返しします。